

北朝鮮による 日本人拉致問題

一日も早い帰国実現に向けて!

政府 拉致問題対策本部

全ての拉致被害者の帰国を目指す!

日本政府が拉致被害者として認定している17名に係る事案の概要は次のとおり（カッコ内は当時の年齢と失踪場所）。

政府としては、この他にも拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識の下、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。

1 1977年9月19日
宇出津(うしつ)事件

くめ ゆたか
久米 裕さん
(52・石川県)

石川県宇出津海岸付近にて失踪。安否未確認。(北朝鮮は入境を否定)



2 1977年10月21日
女性拉致容疑事案

まつもと きょうこ
松本 京子さん
(29・鳥取県)

自宅近くの編み物教室に向かったまま失踪。安否未確認。(北朝鮮は入境を否定)



3 1977年11月15日
少女拉致容疑事案

よこた めぐみ
横田 めぐみさん
(13・新潟県)

新潟市において下校途中に失踪。安否未確認。(北朝鮮は「自殺」と主張)



4 1978年6月頃
元飲食店店員拉致容疑事案

たなか みのる
田中 実さん
(28・兵庫県)

欧州に向け出国した後失踪。安否未確認。(北朝鮮は入境を否定)



5 1978年6月頃
李恩恵(リ・ウネ)拉致容疑事案

たぐち やえこ
田口 八重子さん
(22・不明)

安否未確認。(北朝鮮は「交通事故で死亡」と主張)



6 1978年7月7日
アベック拉致容疑事案

ちむら やすし
地村 保志さん
(23・福井県)

ちむら ふきえ
地村 富貴恵さん
(旧姓：濱本) (23・福井県)

「二人でデートに行く」と言って出かけて以来失踪。
2002年10月帰国。



7 1978年7月31日
アベック拉致容疑事案

はすいけ かおる
蓮池 薫さん
(20・新潟県)

はすいけ ゆきこ
蓮池 祐木子さん
(旧姓：奥土) (22・新潟県)

蓮池さんは「ちょっと出かける。すぐ帰る」と言って外出したまま失踪。同様に奥土さんも外出したまま失踪。
2002年10月帰国。



8 1978年8月12日
アベック拉致容疑事案

いちかわ しゅういち
市川 修一さん
(23・鹿児島県)



ますもと
増元 るみ子さん
(24・鹿児島県)

「浜に夕日を見に行く」と言って出かけたまま失踪。安否未確認。(北朝鮮は「心臓麻痺で死亡(市川さんは海水浴中)」と主張)




9 1978年8月12日
 母娘拉致容疑事案
 曾我 ^{そが}ひとみさん
 (19・新潟県)
 曾我 ^{そが}ミヨシさん
 (46・新潟県)

「2人で買い物に行く」と言っ
 て出かけて以来失踪。
 ひとみさんは2002年10月帰国。
 ミヨシさんは安否未確認。(北朝
 鮮は入境を否定)


11 1980年6月中旬
 辛光洙(シン・グァンス)事件
 原 ^{はら} 救晁 ^{ただあき}さん
 (43・宮崎県)

宮崎県内で発生。
 安否未確認。(北朝鮮は「肝硬変
 で死亡」と主張)



12 1983年7月頃
 欧州における日本人女性
 拉致容疑事案
 有本 ^{ありもと} 恵子 ^{けいこ}さん
 (23・欧州)

欧州にて失踪。
 安否未確認。(北朝鮮は「ガス事
 故で死亡」と主張)



10 1980年5月頃
 欧州における日本人男性
 拉致容疑事案
 石岡 ^{いしおか} 亨 ^{とある}さん
 (22・欧州)
 松木 ^{まつき} 薫 ^{かおる}さん
 (26・欧州)

欧州滞在中に失踪。安否未確認。
 (北朝鮮は石岡さんは「ガス事故
 で死亡」、松木さんは「交通事故
 で死亡」と主張)




■ 拉致被害者の失踪場所

- 北朝鮮は死亡と主張
- 北朝鮮は入境を否定
- 帰国



拉致の可能性を排除できない事案

現在、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として上記17名を認定しているが、北朝鮮当局によって拉致された日本国民として認定された人以外にも、北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない人が存在しているとの認識の下、関係省庁・関係機関が緊密に連携を図りつつ、国内外からの情報収集や関連する捜査・調査を強力に推し進めるなど、全力で真相究明に努めている。

日本国内で拉致された朝鮮籍の拉致被害者（姉弟拉致容疑事案）

警察は、1974年6月中旬、朝鮮籍の幼い姉弟（高敬美（コ・キョンミ）さん、高剛（コ・ガン）さん）が消息を絶った事案を、北朝鮮による拉致容疑事案と判断している。

日本政府は、拉致は国籍にかかわらず重大な人権侵害であり、同時に我が国の主権侵害に当たることから、北朝鮮側に対し、原状回復として被害者を我が国に戻すことを求めるとともに、同事案の真相究明を求めている。

日本政府は、北朝鮮に対し、認定の有無にかかわらず全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させるように、強く求めている。

1

北朝鮮による日本人拉致問題

行方不明事案に対する当局の捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言によって、北朝鮮による拉致の疑いが濃厚である複数の事案が明らかになってきたことを受けて、1991年以来、政府は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起したが、北朝鮮側は頑なに否定し続けた。しかし、北朝鮮は、2002年9月の第1回日朝首脳会談において、ようやく初めて拉致を認め、謝罪し、再発防止を約束した。同年10月には、5人の拉致被害者が24年ぶりに帰国した。

しかしながら、残りの安否不明の方々については、2004年5月の第2回日朝首脳会談において、北朝鮮側から、直ちに真相究明のための徹底した調査を再開する旨の明言があったにもかかわらず、未だに北朝鮮当局から納得のいく説明がなされていない。さらに、日本政府は、いわゆる特定失踪者（注1）も含め北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案（注2）に係る関連情報の提供についても、繰り返し要求してきている。残された被害者たちは、今なお全ての自由を奪われ、長きにわたり北朝鮮に囚われたまま、現在も救出を待っている。

日本国内では、1997年に拉致被害者の御家族により「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（家族会）」が結成されるなど、被害者の救出を求める運動が活発に展開され、2026年1月末現在で1930万筆を超える署名が総理大臣に提出されている。



北朝鮮による拉致被害者家族連絡会（「家族会」）の結成

北朝鮮による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。日本政府は、これまでに、帰国した5名を含む17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定しているが、この他にも、日本国内における日本人以外（朝鮮籍）の拉致容疑事案や、いわゆる特定失踪者も含め拉致の可能性を排除できない事案がある。日本政府としては、北朝鮮側から納得のいく説明や証拠の提示がない以上、安否不明の拉致被害者は全て生存しているとの前提に立ち、引き続き、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく。政府としては、引き続き、日朝平壤宣言にのっとり、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現し、「不幸な過去」を清算して国交正常化を実現すべく全力で取り組んでいく。

（注1）特定失踪者とは、民間団体である「特定失踪者問題調査会」が独自に北朝鮮による拉致の可能性の調査の対象としている失踪者のことを意味する。

（注2）北朝鮮による拉致の可能性を排除できない行方不明事案については、発生時期は更に広範囲にわたっている。

2

拉致問題をめぐる日朝間のやりとり

1. 第1回日朝首脳会談 (2002年9月)

2002年9月17日の第1回日朝首脳会談において、北朝鮮の金正日（キム・ジョンイル）国防委員長（当時）は、長年否定していた日本人の拉致を初めて認めて謝罪し、当時日本政府が北朝鮮による拉致の疑いがあるとしていた13名のうち4名は生存、8名は死亡、1名は北朝鮮入境が確認できない旨伝えた（注）。また、日本側が調査依頼をしていなかった曾我ひとみさんについて拉致を認め、その



第1回日朝首脳会談

生存を確認した（他方、北朝鮮側は、その後の調査において、同時に行方不明となった母親の曾我ミヨシさんについては、入境の事実はない旨主張した。）その上で、関係者の処罰及び再発防止を約束すると同時に、家族の面会及び帰国への便宜を保証すると約束した。

これに対し、小泉純一郎総理（当時）は、金正日国防委員長（当時）に対し強く抗議し、継続調査、生存者の帰国、再発防止を要求した。

（注）北朝鮮は、地村保志さん、地村富貴恵さん、蓮池薫さん及び蓮池祐木子さんの4名については生存を確認する一方で、横田めぐみさん、田口八重子さん、市川修一さん、増元るみ子さん、石岡亨さん、松木薫さん、原教晁さん及び有本恵子さんの8名については死亡している、久米裕さんについては未入境である旨伝えた。なお、2003年1月に「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」が施行されたことを受け、日本政府は、同月にこの13名と曾我ミヨシさん・ひとみさんを、2005年4月に田中実さんを、2006年11月に松本京子さんを、同法に基づく政府認定の拉致被害者として認定している。

2. 事実調査チームの派遣 (2002年9月～10月)

2002年9月28日から10月1日にかけて、政府派遣による事実調査チームが生存者と面会し、安否未確認の方についての情報収集に努めた。しかし、北朝鮮提供の情報がそもそも限られていた上、内容的にも一貫性に欠け、疑わしい点が多々含まれていた。松木薫さんのものと思われるとして提供を受けた「遺骨」については、法医学的鑑定の結果、別人のものであることが確認された。同年10月29日及び30日にクアラルンプールで開催された第12回日朝国交正常化交渉においても、政府は150項目にわたる疑問点を指摘するとともに、更なる情報提供を要求したが、北朝鮮側からのまとまった回答はなかった。



24年ぶりの拉致被害者の帰国

3. 5人の被害者の帰国 (2002年10月)

2002年10月15日、拉致被害者5名（地村保志さん・富貴恵さん、蓮池薫さん・祐木子さん、曾我ひとみさん）が帰国し、家族との再会を果たした。

日本政府は、帰国した5名の拉致被害者が、北朝鮮に残してきた家族も含めて自由な意思決定を行い得る環境の設定が必要であるとの判断の下、同年10月24日、5名の拉致被害者が日本に引き続き残ること、また、北朝鮮に対して、北朝鮮に残っている家族の安全確保及び帰国日程の早急な確定を強く求める方針を発表した。

4. 第2回日朝首脳会談 (2004年5月)

2004年5月22日、小泉総理（当時）が再度訪朝し、金正日国防委員長（当時）との間で、拉致問題をはじめとする日朝間の問題や、核、ミサイルといった安全保障上の問題等につき議論が行われた。拉致問題に関しては、この会談を通じ、以下の諸点が両首脳間で申し合わされた。

◦北朝鮮側は、地村さんの御家族と蓮池さんの御家族の計5名が、同日、日本に帰国することに同意する。

◦安否不明の拉致被害者の方々について、北朝鮮側が、直ちに真相究明のための調査を白紙の状態から再開する。

この申し合わせに基づき、地村さんの御家族と蓮池さんの御家族の計5名は、小泉総理（当時）と共に帰国した。また、曾我ひとみさんの御家族3名については、その後7月18日に帰国・来日が実現した。



第2回日朝首脳会談

5. 日朝実務者協議 (2004年8月及び9月：北京、同年11月：平壤)

(イ) 2004年8月（第1回）及び9月（第2回）にかけて日朝実務者協議が開催され、北朝鮮側から、安否不明者に関する再調査の途中経過について説明が行われたが、情報の裏付けとなる具体的な証拠や資料は提供されなかった。

(ロ) 2004年11月の第3回協議は50時間余りに及び、北朝鮮側の「調査委員会」との質疑応答の他、合計16名の「証人」からの直接の聴取、拉致に関係する施設等に対する現地視察、横田めぐみさんの「遺骨」とされるもの等の物的証拠の収集が行われた。

なお、同協議では、日本政府として拉致被害者とは認定していないが北朝鮮に拉致された疑いが排除されない失踪者（特定失踪者等）の問題について、北朝鮮側に対し5名の氏名を示して関連情報の提供を求めたが、北朝鮮側からは、当該5名について入境は確認できなかったとの回答があった。（日本政府は、その後の協議等の場においても、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る関連情報の提供を繰り返し要求してきている。）

(ハ) 日本政府は、第3回協議において北朝鮮側から提示のあった情報及び物的証拠に対する精査を直ちに実施したが、「8名は死亡、2名は入境確認せず(注)」との北朝鮮側の説明を裏付けるものはなかった。また、これまでに提供された情報及び物的証拠には多くの疑問点があり、横田めぐみさんの「遺骨」とされるものからは、めぐみさんのものとは異なるDNAが検出されたとの鑑定結果を得た。日本政府は、これらの点を北朝鮮側に申し入れ、強く抗議した。

(注) 久米裕さん及び曾我ミヨシさんの2名を指す。

北朝鮮側の主張の問題点をまとめたパンフレット



6. 日朝包括並行協議 (2006年2月：北京)

2006年2月の日朝包括並行協議における拉致問題に関する協議は合計約11時間にわたり、日本側から改めて、生存者の帰国、真相究明を目指した再調査、被疑者の引渡しを強く要求した。これに対し、北朝鮮側は、「生存者は既に全て帰国した」というこれまでと同様の説明を繰り返した。また、真相究明については安否不明者の再調査の継続すら約束せず、被疑者の引渡しは拒否した。

7. 日朝国交正常化のための作業部会 (2007年3月：ハノイ、同年9月：ウランバートル)

2007年2月の六者会合で設置が決まった「日朝国交正常化のための作業部会」第1回会合が同年3月に開催された。日本側から、全ての拉致被害者及びその家族の安全確保と速やかな帰国、真相究明、被疑者の引渡しを改めて要求したが、北朝鮮側は、「拉致問題は解決済み」との従来の立場を繰り返すなど、拉致問題の解決に向けた誠意ある対応は示されなかった。9月の第2回会合においても、拉致問題については具体的な進展は得られなかった。

8. 日朝実務者協議 (2008年6月：北京、同年8月：瀋陽)

(イ) 2008年6月の日朝実務者協議では、拉致問題に関し、日本側から、全ての拉致被害者の帰国、真相究明、被疑者の引渡しを改めて要求するとともに、北朝鮮側が拉致問題を含む諸懸案の解決に向けた具体的行動をとる場合には、我が国としても現在北朝鮮に対してとっている措置の一部を解除する用意がある旨を改めて説明し、北朝鮮側の具体的行動を要求した。その結果、北朝鮮側は、「拉致問題は解決済み」との従来の立場を変更して、拉致問題の解決に向けた具体的行動を今後とるための再調査を実施することを約束した。

(ロ) 同年8月の協議では、同年6月の協議で双方が表明した措置、特に北朝鮮による拉致問題の調査のやり直しの具体的態様につき、突っ込んだ議論がなされた。その結果、北朝鮮側が、権限が与えられた調査委員会を立ち上げ、全ての拉致被害者を対象として、生存者を発見し帰国させるための全面的な調査を開始すると同時に、日本側も、人的往来の規制解除及び航空チャーター便の規制解除を実施することが合意された。

(ハ) しかし、2008年9月4日、北朝鮮側から、先の日朝協議の合意事項を履行するとの立場であるが、突然日本での政権交代(注：福田総理(当時)の辞任)が行われることになったことを受け、新政権が協議の合意事項にどう対応するかを見極めるまで調査開始は見合わせることとした旨の連絡があった。

9. 日朝政府間協議 (2012年11月：ウランバートル)

2012年11月、4年ぶりの北朝鮮との間の協議である日朝政府間協議が開催された。同協議では、拉致問題について突っ込んだ意見交換が行われ、これまでの経緯やそれぞれの考え方についての議論を踏まえた上で、更なる検討のため今後も協議を継続していくこととなった。また、日本側から、拉致の可能性を排除できない事案についても北朝鮮側に対し提起し、議論を行った。

第2回目の協議は、12月5日及び6日に開催することが決まったが、同月1日に北朝鮮がミサイル発射を予告したことから、延期せざるを得なくなった。

10. 日朝政府間協議 (2014年3月：北京)

2014年3月3日並びに同月19日及び20日に瀋陽で開催された日朝赤十字会談の機会を利用して、1年4か月ぶりに日朝政府間（課長級）で非公式な意見交換を実施し、政府間協議再開を調整することで一致した。

それを受けて、3月30日及び31日に北京にて開催された日朝政府間協議では、双方が関心を有する幅広い諸懸案について真摯かつ率直な議論を行い、今後も協議を続けていくことで一致した。拉致問題については、これまでの協議の議論を踏まえつつ、日本側の基本的考え方について問題提起を行った。

11. 日朝政府間協議 (2014年5月：ストックホルム)

2014年5月にストックホルムにて開催された日朝政府間協議では、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束した（ストックホルム合意）。日本側としても、北朝鮮側のこうした動きを踏まえ、北朝鮮側が調査のための特別調査委員会を立ち上げ、調査を開始する時点で、我が国独自の対北朝鮮措置の一部を解除することとした。

12. 日朝政府間協議 (2014年7月：北京)

2014年7月1日に北京にて開催された日朝政府間協議では、北朝鮮側から、特別調査委員会の組織、構成、責任者等に関する説明があり、日本側からは、この委員会に、全ての機関を対象とした調査を行うことのできる権限が適切に付与されているかといった観点から、集中的に質疑等を行った。

7月4日、北朝鮮側は、「国」営メディアを通じ、特別調査委員会の権限、構成、調査方法等について、日本側の理解と同趣旨の内容を「国」内外に公表し、拉致被害者を含む全ての日本人に関する調査の開始を発表した。一方日本側は、人的往来の規制措置並びに支払報告及び支払手段等の携帯輸出届出の下限金額の引下げ措置を解除するとともに、人道目的の北朝鮮籍船舶の入港を認めることとした。

13. 日朝外交当局間会合 (2014年9月：瀋陽)

2014年9月29日、北朝鮮から調査の現状について説明を受けることを目的として、日朝外交当局間会合を開催した。同会合では、北朝鮮側から、今の段階では日本人一人ひとりに関する具

体的な調査結果を通報することはできないが、日本側が平壤を訪問して特別調査委員会のメンバーと面談すれば調査の現状についてより明確に聴取できるであろうとの説明があった。

14. 特別調査委員会との協議 (2014年10月：平壤)

2014年10月に平壤で行われた特別調査委員会との協議では、日本側から、拉致問題が最重要課題であること、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明並びに拉致実行犯の引渡しが必要であること、政府認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者を発見し、一刻も早く安全に帰国させることを求めていることを繰り返し伝達した。また、調査を迅速に行い、その結果を一刻も早く通報するよう、北朝鮮側に強く求めた。

北朝鮮側からは、委員会及び支部の構成といった体制や、証人や物証を重視した客観的・科学的な調査を行い、過去の調査結果にこだわることなく新しい角度からくまなく調査を深めていくといった方針について説明があった。また、調査委員会は、北朝鮮の最高指導機関である国防委員会から特別な権限を付与されており、特殊機関に対しても徹底的に調査を行うとの説明があった。拉致問題については、個別に入境の有無、経緯、生活環境等を調査している、被害者が滞在していた招待所跡等の関連場所を改めて調査するとともに、新たな物証・証人等を探す作業を並行して進めているとの説明があった。

15. 北朝鮮による一方的な特別調査委員会の解体宣言 (2016年2月)

北朝鮮による2016年1月の核実験及び2月の「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射等を受け、同月に日本が独自の対北朝鮮措置の実施を発表したことに対し、北朝鮮は拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的調査の全面中止及び特別調査委員会の解体を一方的に宣言した。日本は北朝鮮に対し厳重に抗議し、ストックホルム合意を破棄する考えはないこと、北朝鮮が同合意に基づき、一日も早く全ての拉致被害者を帰国させるべきことについて、強く要求した。

16. その後の動き

その後も、我が国は北朝鮮に対して繰り返し我が国の基本的な考えを伝えてきている。例えば、2018年2月、平昌冬季オリンピック競技大会の開会式の際の文在寅（ムン・ジェイン）韓国大統領（当時）主催レセプション会場において、安倍総理（当時）から金永南（キム・ヨンナム）北朝鮮最高人民会議常任委員長（当時）に対し、拉致問題、核、ミサイル問題を取り上げ、日本側の考えを伝えた。特に、全ての拉致被害者の帰国を含め、拉致問題の解決を強く申し入れた。また、米国のトランプ大統領（当時）は、安倍総理（当時）からの要請を受け、2018年6月及び2019年2月の米朝首脳会談において金正恩（キム・ジョンウン）国務委員長に対して拉致問題を直接提起した（詳細は後述）。

3 国際社会における取組

拉致問題の解決のためには、我が国が主体的に北朝鮮側に対して強く働きかけることはもちろん、拉致問題解決の重要性について各国からの支持と協力を得ることが不可欠である。政府は、あらゆる外交上の機会をとらえ、拉致問題を提起している。

北朝鮮による拉致の被害者は、韓国にも多数いることが知られているが、帰国した日本人拉致被害者等の証言から、タイ、ルーマニア、レバノンにも北朝鮮に拉致された可能性のある者が存在することが明らかになっている。このほか、北朝鮮から帰還した韓国人拉致被害者等の証言では、中国人等の拉致被害者も存在するとされている。

このように、拉致問題は、基本的人権の侵害という国際社会の普遍的問題である。



1. 国際連合

(イ) 国連においては、拉致問題への言及も含む北朝鮮人権状況決議が、人権理事会では18年連続18回、国連総会では21年連続21回採択されている（2026年1月現在）。2025年12月の国連総会で採択された決議は、拉致被害者及び家族が高齢化している中、深刻な人権侵害を伴う国際的な拉致問題及び全ての拉致被害者の即時帰国の更なる緊急性及び重要性を深刻な懸念をもって改めて強調し、拉致被害者及び家族が長きにわたり被り続ける多大な苦しみ、特に2014年5月の日朝政府間協議に基づき、北朝鮮が全ての日本人に関する調査を開始して以降、北朝鮮が何ら具体的かつ前向きな行動をとっていないこと、及び、強制的失踪作業部会等からの複数回の情報提供要請に対して同一かつ実質的な内容がない回答をしていることに対し深刻な懸念を表明し、北朝鮮に対し、全ての強制失踪の申立てへの対処に当たり、拉致被害者及びその家族の声に真摯に耳を傾け、速やかに被害者の家族に対する被害者の安否及び所在に関する正確、詳細かつ完全な情報の誠実な提供、及び全ての拉致被害者に関する全ての問題の即時解決、特に全ての日本人及び韓国人拉致被害者の即時帰国の実現を改めて強く要求する内容となっている。



2025年5月には、前年の国連総会決議に基づき、北朝鮮における人権侵害に関する国連総会ハイレベル会合が開催され、日本、米国、韓国を始めとする各国から、北朝鮮の人権侵害へ

の深刻な懸念を表明し、拉致問題の即時解決を含め、具体的行動を求めるステートメントが行われた。

- (ロ) 2013年3月の人権理事会においては、新たに北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）を設置することを含む決議が無投票で採択された。COIは、日本、韓国、米国、英国、及びタイを訪問するなどして拉致問題を含む北朝鮮の人権状況の調査を行い、2014年2月に最終報告書（COI報告書）を公表した。2025年9月には、2024年4月に採択された人権理事会における北朝鮮人権状況決議に基づき、国連人権高等弁務官が、COI報告書公表後の北朝鮮の人権状況に関する進捗状況を含む包括的な報告書を公表した。同報告書は、2014年以降も北朝鮮における人権状況は悪化しており、COIの勧告の大半が実施されていない等結論付けており、北朝鮮に対し、拉致被害者に関する情報提供等の即時実施等を勧告した。



拉致問題に関するオンライン国連シンポジウム（2025年6月）
同シンポジウムに参加する拉致被害者家族連絡会及び特定失踪者家族会（北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者家族有志の会）登壇者（中列右側）

- (ハ) また、国連安保理においても、2014年12月、人権状況を含む北朝鮮の状況が包括的に議論されて以降、「北朝鮮の状況」に関する国連安保理会合が、累次開催され、我が国から拉致問題の一刻も早い解決を求めてきている。2022年12月には、安保理非公式協議において北朝鮮の人権状況について協議が行われ、その後、日本を含む有志国は、拉致問題等の解決及び拉致被害者等の即時帰国を強く要求するとの内容を含む共同ステートメントを発出した。また、我が国の安保理非常任理事国任期中である2023年8月には、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況について協議するための安保理公開会合が、2017年以来6年ぶりに開催された。本会合後に行われた、同志国によるプレス向け共同発言には安保理内外の52か国等が参加し、拉致問題にも言及しつつ、北朝鮮による人権侵害の責任を追及するよう、全ての国連加盟国に呼びかけを行った。同会合は2024年6月にも開催され、日本から、拉致問題の即時解決に向けた支持と協力を呼びかけ、複数の国々等からも拉致問題の深刻さや即時解決の重要性に言及があった。

- (二) さらに、日本政府は、広く国際社会に向けた情報発信と連携強化に取り組んでいる。2016年以降は、国連本部、又はオンラインで、日本、米国、豪州、韓国及びEUの共催により、国連シンポジウムを開催し、日本の拉致被害者家族連絡会及び特定失踪者家族会（北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者家族有志の会）の方々を含めた当事者からの「生の声」を国際社会に訴えていただくとともに、日米韓等の有識者によるパネル・ディスカッションを行うなど、拉致問題の一刻も早い解決に向けて国際社会の理解と協力を呼びかけている。

2. 六者会合

我が国は、六者会合においても、拉致問題を取り上げてきており、2005年9月に採択された共同声明においては、拉致問題を含めた諸懸案事項を解決することを基礎として、国交を正常化す

るための措置をとることが、六者会合の目標の一つとして位置づけられた。これを受けて、2007年2月の成果文書においては、日朝国交正常化のための作業部会の設置が決定され、10月の成果文書においては、日朝双方が、日朝平壤宣言に従って、「不幸な過去」を清算し懸案事項を解決することを基礎として早期に国交を正常化するため誠実に努力すること、また、そのために日朝双方が精力的な協議を通じて具体的な行動を実施していくことが確認された。ここでいう「懸案事項」に拉致問題も当然含まれている。

3. 多国間の枠組み

日本政府は、G7サミット、日米豪印首脳会合、日米韓首脳会合、ASEAN関連首脳会議等の多国間の枠組みにおいても、拉致問題を提起しており、拉致問題解決の重要性とそのため政府の取組は、諸外国からの明確な理解と支持を得てきている。



G7 広島サミット (2023年5月)

2023年5月のG7広島サミットでは、G7首脳との間で、拉致問題を含む北朝鮮への対応において引き続き緊密に連携していくことを確認するとともに、首脳コミュニケにも、G7として拉致問題を即時に解決するよう求める旨記載した。

2023年8月、米国のキャンプ・デービッドで開催された日米韓首脳会合では、拉致問題等の即時解決に向けた共通のコミットメントを再確認した。2024年11月の日米韓首脳会合に際しても、北朝鮮における人権の進展を促進し、拉致問題等の即時解決を求める共同声明が発出された。また、2025年9月の日米韓外相会合でも、拉致問題等の即時解決へのコミットメントを改めて表明する共同声明が発出された。

同年10月、高市総理の就任直後に開かれたASEAN関連首脳会議においては、一連の会議を通じて、高市総理及び茂木外務大臣から、拉致問題の即時解決は急務であるとして、各国に引き続きの理解と協力を要請した。同年11月のG7外相会合では、茂木外務大臣から拉致問題の即時解決に向けた各国の理解と協力を改めて求め、同会合で発出された共同声明において、G7外相は北朝鮮に対し



日ASEAN 首脳会議 (2025年10月)



G7 外相会合 (2025年11月)

て拉致問題を迅速に解決するよう強く求めた。

4. 二国間協議

我が国は、米国、韓国、中国をはじめとする各国との首脳会談、外相会談等においても拉致問題を取り上げており、各国から我が国の立場への理解と支持が表明されている。

例えば、米国については、トランプ大統領（当時）が、安倍総理（当時）からの要請を受け、2018年6月の第1回米朝首脳会談において金正恩（キム・ジョンウン）国務委員長に対して拉致問題を取り上げたほか、2019年2月の第2回米朝首脳会談では、トランプ大統領（当時）から金正恩国務委員長に対して初日の最初に行った一対一の会談の場で拉致問題を提起し、拉致問題についての安倍総理（当時）の考え方を明確に伝え、また、その後の少人数夕食会でも拉致問題を提起し、首脳間での真剣な議論が行われた。

2025年10月、訪日したトランプ大統領との日米首脳会談において、高市総理から、拉致問題の即時解決について引き続きの理解と協力を求め、トランプ大統領から全面的な支持を得た。訪日中、トランプ大統領及びルビオ国務長官は、拉致被害者御家族とも面会した。2019年に続き6年ぶり3回目となったトランプ大統領と拉致被害者御家族との面会は、トランプ大統領の拉致問題に対する思いが改めて示される機会となった。

また、韓国との間でも、2025年8月の日韓首脳会談の結果に関する共同プレスリリースにおいて、両首脳が拉致問題の解決に向けた取組の重要性に一致した旨の言及がなされるとともに、2026年1月の日韓首脳会談においても、高市総理から拉致問題の即時解決に向けた李在明（イ・ジェミョン）大統領の引き続きの理解と協力を求め、両首脳は、その取組の重要性に一致した。

中国についても、2019年6月の日中首脳会談において、習近平（しゅう・きんぺい）国家主席から、同月の中朝首脳会談で日朝関係に関する日本の立場、安倍総理（当時）の考えを金正恩国務委員長に伝えたとの発言があり、その上で、習近平国家主席から、拉致問題を含め、日朝関係改善への強い支持を得た。また、2025年10月の日中首脳会談において、高市総理と習近平国家主席は、拉致問題を含む北朝鮮情勢等についても意見交換を行った。



トランプ大統領と拉致被害者御家族の面会（2025年10月）

北朝鮮に拉致された可能性のある米国人に関する決議案

米国議会においては、北朝鮮に拉致された可能性のある米国人について、日本、中国及び韓国政府と連携して調査を進めるよう米国政府に求める決議案が2016年9月に下院本会議で可決・成立したほか、同様の内容の決議案が2018年11月に上院本会議でも可決・成立した。

4 国内における取組

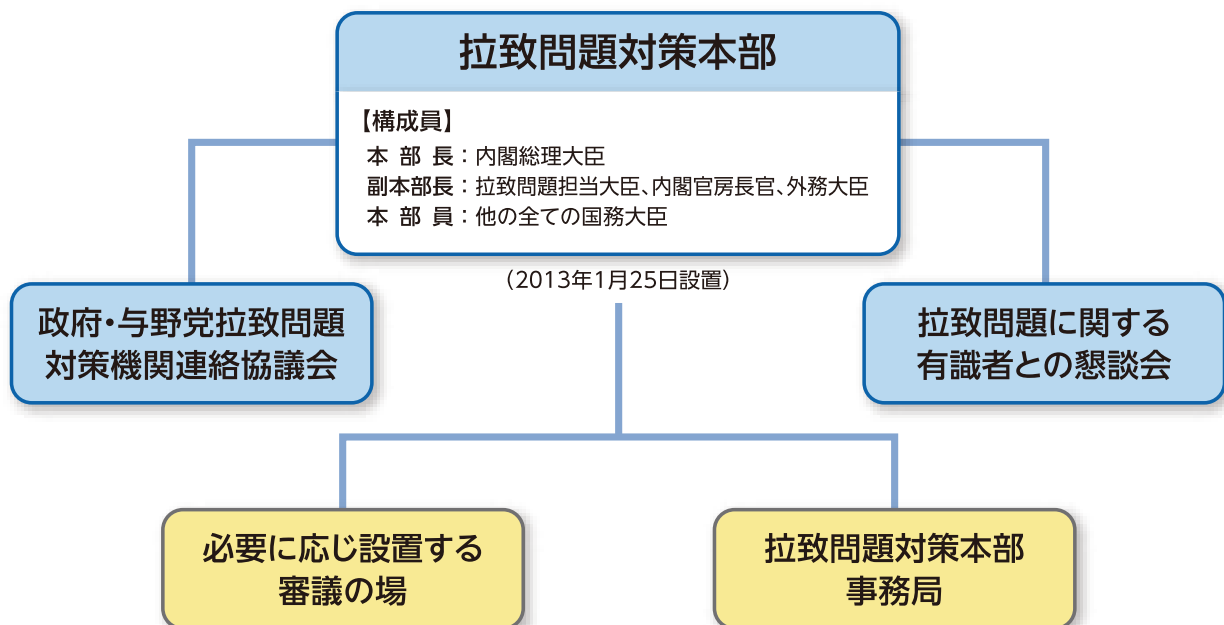
1. 「拉致問題対策本部」の設置等

日本政府は、北朝鮮による日本人拉致問題を国家主権と国民の生命に関わる重大事案と位置づけ、2006年に第1次安倍内閣で拉致問題対策本部を設置。その後の改編を経て、2013年1月には拉致問題に関する対応を協議し、同問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するため、全ての国務大臣からなる新たな「拉致問題対策本部」を設置した。同対策本部は、総理大臣が本部長を、拉致問題担当大臣、内閣官房長官及び外務大臣が副本部長を務めており、各閣僚は、拉致問題の解決に向け、本部長、副本部長を中心に連携を密にし、それぞれの責任分野において全力を尽くしている。



拉致問題対策本部第1回会合(2013年1月)

また、拉致問題の解決に向けた超党派での取組の強化を図るため、「政府・与野党拉致問題対策機関連絡協議会」を開催している。



1. 方針

北朝鮮による拉致問題は我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題であり、国の責任において解決すべき喫緊の重要課題である。政府としては、拉致問題の解決なくして北朝鮮との国交正常化はあり得ないとの方針を堅持し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くす。また、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追求していく。

2. 具体的施策

上記方針の下、各閣僚は、本部長、副本部長を中心に連携を密にし、以下の8項目について、それぞれの責任分野において全力を尽くす。

- ①早期の解決に向けた北朝鮮側の行動を引き出すため、更なる対応措置について検討するとともに、現行法制度の下での厳格な法執行を推進する。
- ②日朝政府間協議をはじめ、あらゆる機会を捉え、北朝鮮側による拉致問題の解決に向けた具体的な行動への継続した強い要求を行う。
- ③拉致被害者及び北朝鮮情勢に係る情報収集・分析・管理を強化する。
- ④拉致の可能性を排除できない事案に係る捜査・調査を徹底するとともに、拉致実行犯に係る国際捜査を含む捜査等を継続する。
- ⑤拉致問題を決して風化させないとの決意を新たにし、教育現場を含む国内地域各層及び各種国際場裡における様々な場を活用して、内外世論の啓発を一層強化する。
- ⑥米国、韓国をはじめとする関係各国との緊密な連携及び国連をはじめとする多国間の協議を通じて、国際的な協調をさらに強化する。
- ⑦拉致被害者家族等へのきめ細やかな対応、既帰国拉致被害者に対する支援の継続及び今後の拉致被害者帰国に向けた準備に遺漏なきを期する。
- ⑧その他拉致問題の解決に資するあらゆる方策を検討する。

(「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」2013年1月25日拉致問題対策本部決定)



高市総理と拉致被害者御家族の面談
(2025年10月)

2. 日本政府による捜査・調査

日本政府は、北朝鮮による日本人拉致事案及び拉致の可能性を排除できない事案につき、帰国した拉致被害者からも累次にわたり協力を得つつ、徹底した捜査・調査を進めている。こうした捜査・調査の結果、これまでに12件17名を日本人拉致被害者として認定している。

また、警察においては、朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件（被害者2人）についても北朝鮮による拉致容疑事案と判断するとともに、北朝鮮工作人員等拉致に関与した10人について、逮捕状の発付を得て国際手配を行っている。

さらに、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の捜査・調査については、2013年3月に警察庁外事課に設置した「特別指導班」による都道府県警察に対する指導・調整、御家族等からのDNA型鑑定資料の採取、警察庁及び都道府県警察ウェブサイトへの拉致の可能性を排除できない事案に係る方々の掲載など、その取組を強化して事案の真相解明に努めている。また、海難事案として処理されているものについても、警察と海上保安庁が連携を強化して、捜査・調査を行っている。

■ 拉致容疑事案関係の国際手配被疑者

事案 (事件)名	宇出津事件	アベック拉致容疑事案 (福井) / 辛光洙事件	アベック拉致容疑事案(新潟)		
	金世鎬	辛光洙	通称 チェ・スン Chol	通称 ハン・ウムニョン	通称 キム・ナムジン
被疑者					
事案 (事件)名	母娘拉致容疑事案	欧州における日本人男性拉致容疑事案		欧州における日本人女性拉致 容疑事案	姉弟拉致容疑事案
	通称 キム・ミョンスク	森順子	若林(旧姓:黒田)佐喜子	魚本(旧姓:安部)公博	洪寿恵こと木下陽子
被疑者					

3. 拉致の可能性を排除できない事案に対する取組

政府は、「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」（以下「支援法」という。）第2条の規定により北朝鮮当局によって拉致された日本国民として認定された人以外にも、北朝鮮によって拉致された可能性を排除できない人が存在しているとの認識の下、関係省庁・関係機関が緊密に連携を図りつつ、国内外からの情報収集や関連する捜査・調査を強力に推し進めるなど、全力で真相究明に努めている。その結果、北朝鮮当局による拉致行為があったと確認された場合には、速やかに、同法律に定める被害者として認定することとしている。

政府は、北朝鮮に対して、これまで認定している拉致被害者に限らず、全ての拉致被害者の安全確保と即時帰国を繰り返し要求している。

(注) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律 (抄)
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 被害者 北朝鮮当局によって拉致された日本国民として内閣総理大臣が認定した者をいう。

二～七 (略)

2 内閣総理大臣は、前項第一号の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。



木原官房長官兼拉致問題担当大臣と特定失踪者家族会(北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者家族有志の会)等との面談(2025年11月)

4. 拉致問題に関する主な広報・理解促進活動

2006年6月、拉致問題をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題(「拉致問題等」)に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ拉致問題等の実態を解明し、その抑止を図ることを目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が公布・施行された。同法は、拉致問題等の解決に向けた国の責務のほか、拉致問題等の啓発を図る国及び地方公共団体の責務、北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)の創設及び同週間での国・地方公共団体の啓発事業の実施等を定めている。

政府としては、小冊子やポスターの配布、拉致問題啓発映画やアニメの上映、各種研修会等への職員の派遣、中高生を対象とした作文コンクール、教員や教員を目指す大学生等を対象とした研修、北朝鮮向けラジオ放送(日本語・韓国語)、拉致問題啓発の舞台芸術公演等を行っている。また、2023年からは、毎年8月に全国の都道府県及び政令指定都市教育委員会から推薦された中学生が東京に集まり、拉致問題について学び、議論する「拉致問題に関する中学生サミット」を開催している。政府は、中学生サミット参加者のアイデアを基にしたCMを制作し、デジタル広告等に活用している。この他にも、若い世代に向けた拉致問題解説動画を制作し、広報啓発に



拉致問題に関するシンポジウムにおいて主催者挨拶を行う
木原内閣官房長官兼拉致問題担当大臣(2025年12月)



拉致問題解説動画「あの日、僕は拉致問題を知った」



アニメ めぐみ



拉致問題啓発ポスターを
全国に配布



拉致問題こども向けパンフレット



取り組んでいる。さらに、毎年12月の北朝鮮人権侵害問題啓発週間においては、政府やNGOは多くの会議、シンポジウム等を開催し、日本国内外に拉致問題等の解決を訴えている。特に、政府主催シンポジウム等の機会には、日本の拉致被害者家族連絡会及び特定失踪者家族会(北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者家族有志の会)の方々を含めた当事者からの「生の声」を訴えていただき、拉致問題の啓発に努めてきている。

5. 対北朝鮮措置

2006年7月5日、北朝鮮は7発の弾道ミサイルを発射した。その後、北朝鮮は、国際社会の再三の警告にもかかわらず、2009年4月、2012年4月、同年12月にミサイルを発射し、2006年10月、2009年5月、2013年2月に核実験を実施した。また、2010年3月には、北朝鮮は韓国海軍哨戒艦に対して魚雷攻撃を行った。これらに対し日本政府は、厳重な抗議及び断固たる非難の意を表明するとともに、国連安保理決議に基づく対北朝鮮制裁措置に加え、我が国から北朝鮮への渡航自粛要請、北朝鮮籍者の入国の原則禁止、北朝鮮籍船舶や北朝鮮に寄港した船舶の入港禁止、北朝鮮との輸出入禁止等の対北朝鮮措置を実施してきた。

2014年5月の日朝合意に基づき、同年7月、日本側は、人的往来の規制措置並びに支払報告及び支払手段等の携帯輸出届出の下限金額の引下げ措置を解除するとともに、人道目的の北朝鮮籍船舶の入港を認めることとした。

しかし、北朝鮮による2016年1月の核実験及び2月の弾道ミサイルの発射等を受け、同年2月、人的往来の規制措置、支払手段等の携帯輸出届出の下限金額の引下げ措置、北朝鮮向けの支払の原則禁止措置、人道目的の船舶を含む全ての北朝鮮籍船舶及び北朝鮮に寄港した第三国籍船舶の入港禁止措置並びに資産凍結の対象となる関連団体・個人の追加指定を実施することとした。また、同年3月に採択された国連安保理決議第2270号に基づき、国連安保理の決定等により制裁対象として指定された船舶の入港禁止措置や資産凍結等の対象となる関連団体・個人の追加指定等の対北朝鮮措置を実施することとした。

また、2016年9月、北朝鮮が同年に入ってから2回目となる核実験を強行するとともに、同年中に20発以上の弾道ミサイルを発射していること、また、拉致問題についても、一日も早い全ての拉致被害者の帰国を求めてきたにもかかわらず、いまだに解決に至っていないといった北朝鮮をめぐる情勢を踏まえ、同年12月、人的往来の規制措置を強化するとともに、北朝鮮に寄港した日本籍船舶の入港禁止措置及び資産凍結等の対象となる関連団体・個人の追加指定を実施することとした。加えて、同年11月に採択された国連安保理決議第2321号に基づき、資産凍結等の対象となる関連団体・個人の拡大措置等を実施した。

さらに、北朝鮮は、2017年に入ってから、3発のICBM級を含む17発の弾道ミサイルを発射したほか、同年9月には過去最大出力と推定される規模の6回目の核実験を実施した。こうした中、国連安保理において同年6月、8月、9月及び12月に国連安保理決議第2356号、第2371号、第2375号及び第2397号がそれぞれ採択され、これらに基づき資産凍結等の対象となる関連団体・個人の拡大措置等を実施したほか、我が国独自の措置として、同年7月、8月、11月及び12月に資産凍結等の措置の対象となる関連団体・個人の追加指定を実施した。さらに、2022年には、日本の上空を通過するものや、複数のICBM級弾道ミサイルを含め、前例のない頻度と態様で31回に及び弾道ミサイルの発射を行い、2023年以降も弾道ミサイル等の発射を繰り返して行っている。こうした中、我が国独自の措置として、2022年4月、10月、12月、2023年3月、9月及び12月に資産凍結等の措置の対象となる関連団体・個人の追加指定を実施した。

2024年4月に国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネルの活動が終了したことを受け、日米韓をはじめとした同志国は、同年10月に多国間制裁監視チーム(MSMT)を設立した。2025年5月、MSMT参加国は、武器移転を含む北朝鮮とロシアの間の不法な軍事協力をテーマに、第1回目の報告書を公表し、同年10月には、北朝鮮によるサイバー及びIT労働者の活動をテーマに、第2回目の報告書を公表した。関連安保理決議に基づく制裁の違反及び回避に関する情報を参加国間で共有し、国際社会に向けて発信していくことで、関連安保理決議の完全な履行に貢献すべく取り組んでいる。

5 拉致された 13 歳の少女 横田めぐみさん

■ 今から 45 年以上前の昭和 52 年 (1977 年) 11 月 15 日
日本海に面した新潟の街から一人の少女が忽然と姿を消しました。

その日の朝、横田めぐみさんは、いつものように、お父さん、お母さん、双子の弟とにぎやかに朝ご飯を食べ、中学校へ出かけていきました。そして、これが家族にとってめぐみさんを見た最後になってしまったのです。



めぐみさんが帰ってこない!!

その日の夕方、クラブ活動のバトミントンの練習を終えて帰ってくるはずのめぐみさんは、いつもの時間になっても帰ってきませんでした。家族は、心配になって、必死でめぐみさんを探しました。警察も、誘拐や事故、家出、自殺などあらゆることを想定して捜査を進めました。けれど、目撃者も遺留品さえも見つかりませんでした。

その夜、めぐみさんは——

ずっと後になって出てきた証言によると、お父さんとお母さんが必死でめぐみさんを探していたとき、めぐみさんは北朝鮮の工作員に連れ去られ、40 時間もの間、北朝鮮に向かう船の中の真っ暗で寒い船倉に閉じこめられていたということです。めぐみさんは、「お母さん、お母さん」と泣き叫び、出入口や壁などあちこち引っかいたので、北朝鮮に着いたときには、手の爪がはがれそうになって血だらけだったとされています。

明るくて元気なめぐみさん

めぐみさんは、明るく朗らかな少女でした。家族にとって、まるで太陽のような存在でした。歌うのも、絵を描くのも大好きで、習字やクラシックバレエも習っていました。

めぐみさんがいなくなる前日の 11 月 14 日はお父さんの誕生日。めぐみさんは、お父さんにくしをプレゼントしました。「これからはおしゃれに気をつけてね」という言葉とともに。

家族の悲しみの日々

めぐみさんがいなくなった日から、家族の生活は一変しました。にぎやかだった食卓は火が消えたようになりました。

お父さんは毎朝少し早めに家を出て海岸を見て回りました。お母さんも、家事を終えると街のあちこちを歩き回り、めぐみさんの名前を呼びながら海岸を何キロも歩きました。

夜になると、お父さんはお風呂で泣きました。お母さんも、家族に分からないように一人で泣きました。どう

してこんな悲しい目にあうのだろう、もう死んでしまいたい、とも考えました。

そんな悲しみと苦しみの中、手がかりもないまま時は流れました。——

■ それから 20 年後、平成 9 年 (1997 年) 1 月 21 日——

めぐみさんが生きている!

めぐみさんが平壤で生きているという情報が入ったのです。お父さんの滋さんとお母さんの早紀江さんは「横田めぐみ」の実名を公表しました。新聞や雑誌が一斉に報道し、国会でも取り上げられました。

日朝首脳会談

平成 14 年 (2002 年) 9 月 17 日、小泉総理 (当時) は北朝鮮を訪問し、金正日国防委員長 (当時) と初の首脳会談を行いました。滋さんも早紀江さんも、これでやっとめぐみさんに会えるという大きな期待を抱きました。この日、金正日国防委員長 (当時) は拉致を認め、謝罪したのです。

しかし、北朝鮮からの情報は「横田めぐみ死亡」(5 人生存、8 人死亡、2 人未入境) というショッキングなものでした。

納得のいかない北朝鮮の説明

けれど、これは北朝鮮が一方向的に言ってきたことに過ぎません。北朝鮮からは、納得のいく説明や証拠がまだに示されていないのです。平成 16 年 (2004 年) 11 月、北朝鮮は、めぐみさんの「遺骨」を提出しましたが、鑑定の結果、めぐみさんのものと違う DNA が検出されました。

決してあきらめない! あなたをとりもどすまで!

めぐみさんをはじめ、拉致被害者は、かけがえのない人生を奪われました。その家族も、激しい悲しみの中で今も大切な人の帰りを待っています。

拉致は重大な人権侵害であり、国家主権の侵害です。一刻も早く、拉致被害者を救い出さなければなりません。

早紀江さんはこんなふうに話します。
「帰ってきたら、大自然の中につれて行ってあげたい。北朝鮮では盗聴器や隠しカメラ

を恐れながら、間違いをしないように一生懸命頑張って暮らしていると思うので、北海道の牧場のようなところで、大の字に寝ころがって、『自由だよー!』って言わせてあげたいと思っています。」

あれから、45 年以上たった今も、めぐみさんは北朝鮮に拉致されたままなのです。



6

拉致問題Q & A

Q1 拉致問題って何ですか？

A1 行方不明事案に対する当局の捜査や、亡命北朝鮮工作員の証言によって、北朝鮮による拉致の疑いが濃厚である複数の事案が明らかになってきたことを受けて、1991年以来、政府は、機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起しました。

北朝鮮は頑なに否定し続けましたが、2002年9月、金正日（キム・ジョンイル）国防委員長（当時）は、小泉総理（当時）との会談において、初めて日本人拉致を認め、謝罪しました。しかし、拉致された日本人のうち、日本に帰国できたのは5名にとどまっています。

5名以外の拉致被害者についても、政府は、その速やかな帰国を、北朝鮮に対して強く要求するとともに、いわゆる特定失踪者も含め北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案に係る関連情報の提供についても、繰り返し要求してきています。

Q2 なぜ北朝鮮は日本人を拉致したのですか？

A2 拉致に関する真相が必ずしも明らかになっているわけではないので、現時点で確定的なことはいえませんが、北朝鮮が拉致という未曾有の国家的犯罪行為を行った背景には、工作員による日本人への身分の偽装、工作員を日本人に仕立てるための教育係としての利用、北朝鮮に匿われている「よど号」グループ（注）による人材獲得、といった理由があったとみられています。

（注）昭和45年3月31日、日本航空351便（通称「よど号」）をハイジャックした犯人とその家族等の総称。

Q3 北朝鮮は拉致問題を「解決済み」と主張していますが、それは嘘ですか？

A3 これまで北朝鮮は、拉致被害者のうち生存している者は全て日本に帰国させた、残りの拉致被害者は「死亡」又は「入境せず」とし、したがって拉致問題は「解決」したと主張してきました。

しかし、北朝鮮が「死亡」と説明する根拠は極めて不自然で、全く納得のいくものではありませんでした。

2014年5月の日朝政府間協議の合意では、北朝鮮側は、「従来の立場はあるものの」全ての日本人に関する調査を包括的かつ全面的に実施し、最終的に、拉致問題をはじめとする日本人に関する全ての問題を解決する意思を示したところであり、政府としては、引き続き、北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ、全ての拉致被害者の帰国に向けて全力を尽くしていきます。

Q4 日本には、拉致被害者は何人いるのですか？

A4 政府が、北朝鮮による拉致被害者として認定したのは17名です。このうち5名は、既に帰国を果たしましたが、残りの12名については帰国できていないままです。

また、朝鮮籍の幼児2名が日本国内で拉致されたことも明らかになっています。

このほかにも、拉致の可能性を排除できない方々も多くおられ（※）、政府は、認定の有無にかかわらず全ての拉致被害者を一刻も早く帰国させるように、強く求めています。

（注）北朝鮮による拉致の可能性を排除できない方として、871名（2026年1月現在）に関して国内外からの情報収集や捜査・調査を続けています。

Q5 北朝鮮は拉致を認めたのに、どうしてまだ帰国できない人がいるのですか？

A5 拉致被害者が日本に帰国することにより、スパイ活動やテロ行為への関与など、北朝鮮にとって不都合なことが明らかになることを恐れているためと考えられています。

例えば、金賢姫（キム・ヒョンヒ）北朝鮮元工作員（スパイ）は、1987年11月、日本人になりすまして韓国の航空機を爆破しました。金賢姫元工作員は、拉致被害者（田口八重子さん）から日本語の教育を受けたと証言しています。しかし、北朝鮮はこの事件への関与をいまだ認めておらず、事実が明らかになることを恐れて田口さんを帰国させていないと言われています。

Q6 どうなれば、拉致問題が解決したと言えるのですか？

A6 拉致問題の解決には、以下の三つを実現する必要があります。
①全ての拉致被害者の安全を確保し、すぐに帰国させること。
②北朝鮮が、拉致被害の真相を明らかにすること。
③北朝鮮が、拉致を実行した者を日本に引き渡すこと。

Q7 拉致問題の解決のために、日本政府はどのようなことをしていますか。

A7 我が国は、北朝鮮に対して拉致問題の解決に向けて行動するよう強く要求してきており、例えば、北朝鮮との間の輸出入を禁止するなど、様々な対北朝鮮措置を講じています。また、二国間会談や国際会議の機会を利用し、各国に対し、理解と協力を求めてきています。そして、拉致被害者に関する情報収集を行っています。加えて、拉致の可能性を排除できない方々の捜査・調査を行っています。

Q8 日本政府は、拉致問題を解決するために、北朝鮮に対してどのような交渉方針で臨んでいるのですか？

A8 政府の対北朝鮮政策の方針は、日朝平壤宣言に則って、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するというものです。拉致問題の解決に向けた今後の対応については、引き続き、北朝鮮に対してストックホルム合意の履行を求めつつ、あらゆる施策を講じ、全ての拉致被害者の一日も早い御帰国の実現を目指す考えです。

Q9 拉致問題を国際社会はどのようにみているのでしょうか。

A9 2014年2月に公表された「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会（COI）」の最終報告書では、北朝鮮による拉致事案の被害者の出身国は、日本以外にも、韓国、レバノン、タイ、マレーシア、シンガポール、ルーマニア、フランス、イタリア、オランダ、中国といった諸国に及ぶとされています。拉致問題は、被害者がいる国、いない国を問わず、国際的に追及すべき人権問題であり、2014年12月、国連総会において、上記COI報告書の内容を踏まえた決議が賛成多数で採択され、国連総会及び人権理事会では、毎年、北朝鮮人権状況決議が採択されていることから明らかであるとおり、国際社会は北朝鮮に対し、拉致問題の早急な解決を要求しています。

Q10 拉致問題の解決のために、私たち国民に何ができるのでしょうか？

A10 これまで国民の皆様から、1,930万筆（2026年1月現在）を超える拉致問題の解決を求める署名を頂いています。このように、国民一人ひとりから、拉致は決して許さない、そして一日も早く全ての拉致被害者を取り戻すという強い決意が表明されていることは、この問題の解決に向けた力強い後押しとなります。



拉致問題等の経緯

1977年		拉致事案の発生(2・3ページ 1) 2) 3))
1978年		拉致事案の発生(同上 4) 5) 6) 7) 8) 9))
1980年		拉致事案の発生(同上 10) 11))
1983年		拉致事案の発生(同上 12))
1987年	11月	大韓航空機爆破事件
1988年	3月	梶山静六国家公安委員会委員長が国会において、1978年以来の一連のアベック行方不明事案につき、北朝鮮による拉致の疑いが十分に濃厚である旨発言 機会あるごとに北朝鮮に対して拉致問題を提起。北朝鮮側は頑なに否定 「北朝鮮による拉致被害者家族連絡会(家族会)」結成
1991年～		
1997年	3月	北朝鮮による弾道ミサイル発射
1998年	8月	第1回日朝首脳会談(於：平壤)。日朝平壤宣言に署名
2002年	9月	金正日国防委員長自らが拉致問題を認め、謝罪 事実調査チームの派遣
2002年	10月	拉致被害者5名が帰国
	12月	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」成立
2003年	8月	六者会合第1回会合
2004年	5月	第2回日朝首脳会談(於：平壤) 北朝鮮に残されていた、2002年10月に帰国した拉致被害者の御家族5名が帰国。 安否不明の拉致被害者について、金正日国防委員長は、直ちに「白紙」の状態からの本格的な調査を再開する旨約束。曾我ひとみさん一家はジャカルタで再会、日本に帰国(7月)
	11月	日朝実務者協議(於：平壤) 北朝鮮から引き渡された横田めぐみさんの「遺骨」とされるものからは、めぐみさんのものとは異なるDNAを検出。北朝鮮に強く抗議
2005年	9月	六者会合共同声明発出
	12月	国連総会本会議で初の「北朝鮮人権状況決議」採択
2006年	2月	日朝包括並行協議(於：北京)
	4月	拉致被害者家族とブッシュ米国大統領との面談(於：ワシントン)
	6月	「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」成立
	7月	北朝鮮による弾道ミサイル発射(7発)、我が国独自の対北朝鮮措置発表、国連安保理決議第1695号採択
	9月	拉致問題対策本部設置
	10月	北朝鮮による核実験実施発表、国連安保理決議第1718号採択 拉致問題対策本部第1回会合において「拉致問題における今後の対応方針」を決定
2007年	3月	第1回日朝国交正常化のための作業部会(於：ハノイ)
	9月	第2回日朝国交正常化のための作業部会(於：ウランバートル)
2008年	6月	日朝実務者協議(於：北京) 拉致問題に関する再調査につき合意
	8月	日朝実務者協議(於：瀋陽) 拉致問題に関する全面的な調査のやり直しの具体的態様等につき合意
	9月	北朝鮮から調査開始見合わせの連絡
2009年	4月	北朝鮮による弾道ミサイル発射(7月までに8発)、我が国独自の対北朝鮮措置発表
	5月	北朝鮮による核実験実施(2回目)
	6月	国連安保理決議第1874号採択、我が国独自の対北朝鮮措置発表
	10月	拉致問題対策本部設置(2006年設置の旧対策本部の廃止)
2010年	3月	北朝鮮による韓国海軍哨戒艦「天安(チヨナン)」号に対する魚雷攻撃
	5月	我が国独自の対北朝鮮措置発表
	11月	北朝鮮による韓国の延坪島砲撃
2011年	12月	金正日国防委員長死去
2012年	4月	北朝鮮による弾道ミサイル発射(12月までに2発)、金正恩氏が国防委員会第一委員長に就任
	11月	日朝政府間協議(於：ウランバートル)
2013年	1月	国連安保理決議第2087号採択 拉致問題対策本部設置(2009年設置の旧対策本部の廃止)
	2月	拉致問題対策本部第1回会合において「拉致問題の解決に向けた方針と具体的施策」を決定
	3月	北朝鮮による核実験実施(3回目)、我が国独自の対北朝鮮措置発表 国連安保理決議第2094号採択、国連人権理事会で「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)」の設置を決定
	8月	「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)」による安倍総理大臣表敬
2014年	3月	横田さん夫妻とキム・ウンギョンさん(めぐみさんの娘)との面会(於：ウランバートル) 国連人権理事会に「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会(COI)」最終報告書正式提出
		北朝鮮による弾道ミサイル発射(7月までに11発)
		日朝政府間協議(於：北京)
	4月	拉致被害者御家族とオバマ米国大統領との面談(於：東京)
	5月	第2回日朝首脳会談10周年に際しての古屋拉致問題担当大臣談話を発表
		日朝政府間協議(於：ストックホルム)
	7月	北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施を約束 日朝政府間協議(於：北京)、北朝鮮による特別調査委員会の立ち上げ及び調査の開始と日本による対北

年	月	内容
2015年	9月	朝鮮措置の一部解除 北朝鮮による特別調査委員会の立ち上げ及び調査の開始と日本による対北朝鮮措置の一部解除
	10月	日朝外交当局間会合（於：瀋陽）
	3月	特別調査委員会との協議（於：平壤）
2016年	3月	北朝鮮による弾道ミサイル発射（2発）
	6月	国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)現地事務所の開設(於：ソウル)
	9月	国連人権理事会で「北朝鮮の人権状況に関するパネル・ディスカッション」開催(於：ジュネーブ)
	1月	北朝鮮による核実験実施（4回目）
	2月	北朝鮮による弾道ミサイル発射（10月までに23発） 我が国独自の対北朝鮮措置発表 1月の核実験及び2月の弾道ミサイル発射等を受けた日本独自の対北朝鮮措置の発表の後、北朝鮮側は、拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的調査の全面中止及び特別調査委員会の解体を一方向的に宣言
2017年	3月	国連安保理決議第2270号採択
	6月	金正恩国防委員会第一委員長が國務委員長に就任
	9月	北朝鮮による核実験実施（5回目）
	11月	国連安保理決議第2321号採択
	12月	国連本部で「北朝鮮の人権状況に関するパネル・ディスカッション」開催（於：ニューヨーク） 我が国独自の対北朝鮮措置発表
	2月	北朝鮮による弾道ミサイル発射（11月までに17発）
2018年	6月	国連安保理決議第2356号採択
	7月	我が国独自の対北朝鮮措置発表
	8月	国連安保理決議第2371号採択、我が国独自の対北朝鮮措置発表
	9月	北朝鮮が核実験実施（6回目）国連安保理決議第2375号採択
	11月	トランプ米国大統領が国連総会における一般討論演説で日本人の拉致問題について言及 拉致被害者御家族とトランプ米国大統領との面会（於：東京）
	12月	我が国独自の対北朝鮮措置発表、米国が北朝鮮をテロ支援国家に再指定 我が国独自の対北朝鮮措置発表、「北朝鮮の状況」に関する安保理会合の開催（4年連続4回目） 国連安保理決議第2397号採択
	4月、5月	南北首脳会談（於：板門店）
2019年	6月	米朝首脳会談（於：シンガポール）
	9月	南北首脳会談（於：平壤）
	2月	米朝首脳会談（於：ハノイ）
2020年	5月	北朝鮮による弾道ミサイル等発射（11月までに25発） 拉致被害者御家族とトランプ米国大統領との面会（於：東京）
	6月	トランプ米国大統領と金正 恩北朝鮮國務委員長との面会（於：板門店）
	3月	北朝鮮による弾道ミサイル発射（8発）
	3月	金正恩國務委員長が党総書記に就任
2021年	1月	北朝鮮による弾道ミサイル等発射（10月までに6発）
	3月	北朝鮮による弾道ミサイル等発射（12月までに少なくとも59発）
2022年	1月	我が国独自の対北朝鮮措置発表
	4月	我が国独自の対北朝鮮措置発表
	5月	拉致被害者御家族とバイデン米国大統領との面会（於：東京）
2023年	10月、12月	我が国独自の対北朝鮮措置発表
	1月	北朝鮮による弾道ミサイル等発射（12月までに少なくとも25発）
	3月	我が国独自の対北朝鮮措置発表
	8月	「北朝鮮の状況」に関する安保理公開会合の開催（約6年ぶり）
2024年	9月、12月	我が国独自の対北朝鮮措置発表
	1月	北朝鮮による弾道ミサイル発射（11月までに少なくとも22発）
	10月	「多国間制裁監視チーム（MSMT）」設立
2025年	1月	北朝鮮による弾道ミサイル発射（11月までに少なくとも5発）
	4月	国連人権理事会で「北朝鮮人権状況決議」採択（18年連続18回目）
	5月	北朝鮮における人権侵害に関する国連総会ハイレベル会合開催 MSMT第1回報告書「北朝鮮とロシアの間の不法な軍事協力」公表
	9月	COI報告書に関する国連人権高等弁務官による報告書の公表
	10月	拉致被害者御家族とトランプ米国大統領及びルビオ米国國務長官との面会（於：東京） MSMT第2回報告書「北朝鮮によるサイバー及びIT労働者の活動」公表
2026年	12月	国連総会本会議で「北朝鮮人権状況決議」採択（21年連続21回目）
	1月	北朝鮮による弾道ミサイル発射（少なくとも4発）

拉致問題については、詳しくはこちらのホームページを御覧ください。

拉致問題

検索



◆ホームページアドレス >>> <https://www.rachi.go.jp>

◆YouTube 拉致問題対策本部公式動画チャンネル

>>> <https://www.youtube.com/c/rachitaichannel>

拉致問題を解決するためには皆様の御協力が欠かせません。
拉致に関する情報をお持ちの方、お問い合わせ、資料請求は、
拉致問題対策本部事務局まで電子メールまたは FAX でご連絡ください。

◆拉致に関する情報提供用電子メールアドレス >>> info@rachi.go.jp

◆お問い合わせ・資料請求用電子メールアドレス >>> g.rachi@cas.go.jp

◆FAX >>> 03-3581-6011

お問い合わせ先

内閣官房拉致問題対策本部事務局

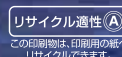
〒100-8968 東京都千代田区永田町 1-6-1
TEL 03-3581-8898 FAX 03-3581-6011
<https://www.rachi.go.jp>

外務省

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1
TEL 03-3580-3311
<https://www.mofa.go.jp/mofaj>

令和8年1月発行

写真提供：内閣広報室・外務省・時事通信社・北朝鮮に拉致された日本人を救出するための全国協議会
・UN Photo/Andrea Brizzi



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。